

平成19年2月1日

条例第8号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(降任等の手續)

第2条 任命権者は、職員を法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、別表に定める期間を超えない範囲内において、任命権者の指定する医師2名の診断結果をしん酌し、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 前項の規定による休職の期間が、別表に定める期間に満たない場合においては、休職にした日から引続き別表に定める期間をこえない範囲内において、これを更新することができる。

3 勤務可能の認定を受けて復職し、結核性疾患により1年以内に（結核性疾患以外の疾患による場合は6月以内に）再休養する場合の休職期間は、前の休職期間と通算して第1項の別表に定める期間に達するまでとする。

4 法第28条第2項第2号の規定による休職の期間は、その事件に関する裁判が確定するまでの間とする。

5 法第22条の2第1項の会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「別表に定める期間を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第

2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(降給の効果)

第4条 任命権者は職員が次の各号いずれかに該当し、かつ降任又は免職するまでに至らない場合若しくは、転任させることができない場合においては降給させることができる。

(1) 勤務実績が客観的に普通より劣る場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

2 前項に規定する降給は、職員が現に受けている給料の号給の直近下位の号給からその職員の属する職務の級の最低の号給までの範囲内において、それぞれの該当事情に応じ決定しなければならない。

(休職者の身分等)

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、その休職の期間中、条例に特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年11月18日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

疾患の区分	勤続区分	休職期間
公務による傷い、疾患	勤務年数にかかわらず	3年
結核性疾患	勤続3年未満	2年10月
	勤続3年以上6年未満	2年8月
	勤続6年以上	2年4月
その他の疾患	勤務年数にかかわらず	3年